

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年 1 月 7 日提出
【計算期間】	第 9 期 特定期間 (自 平成24年 4 月10日 至 平成24年10月 9 日)
【ファンド名】	損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【事務連絡者氏名】	近江 正芳
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【電話番号】	03-5290-3423
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券を主要投資対象として積極的な運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回 年2回	グローバル 日本	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ
大型株 中小型株	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ	
債券 一般 公債	年12回 (毎月)		
社債	日々		
その他債券 クレジット属性() 不動産投信	その他 ()	中近東 (中東) エマージング	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

＜当ファンドの属性区分の定義＞

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年4回	目論見書又は信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

※当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

当ファンドは、主として「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）受益証券への投資を通じて日本の株式※に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式を主要投資対象とします。

ファンドの特色

当ファンドでは環境問題へ積極的に取り組む日本の企業のうち、相対的に割安に評価されていると判断される銘柄に投資します。加えて、予想配当利回りにも着目してポートフォリオを構築します。

特色
1

「エコ」

環境保全意識が高く、環境問題に積極的に取り組む企業を厳選します。

特色
2

「割安」「配当利回り」

さらに、相対的に割安に評価されていると判断される銘柄を選別し、ポートフォリオ構築にあたっては、予想配当利回りも重視します。

特色
3

「年4回決算」

株式の配当収入や売買益を主な原資として分配します。

■年4回の決算時※には、組入れ株式の配当収入や売買益（評価益を含みます）を主な原資として分配を行います。

■分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※決算日は原則1月8日、4月8日、7月8日、10月8日。休業日の場合は翌営業日とします。

[銘柄選択のキーワード]



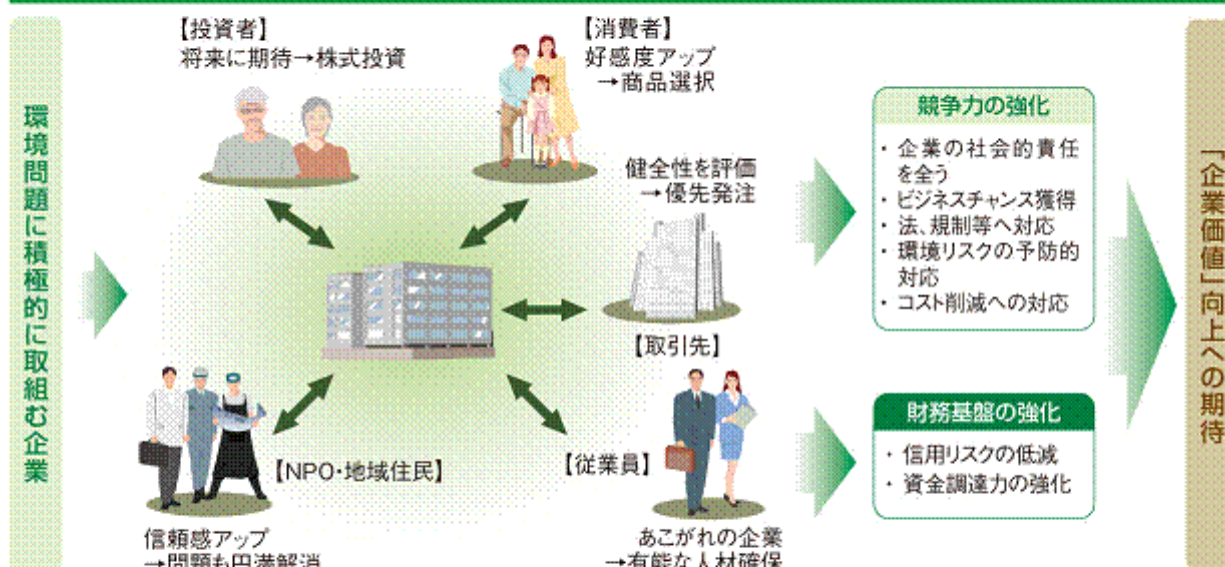
・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

エコ 「環境経営※」を実践する企業への期待

環境問題に積極的に取り組む企業は、競争社会の中で、すでに収益面、技術面で優位に立っているばかりでなく、今後の社会的貢献度を消費者・取引先・株主等が評価することにより、更なる発展が期待されます。

※環境保全を意識した企業経営を「環境経営」と呼ぶことがあります。

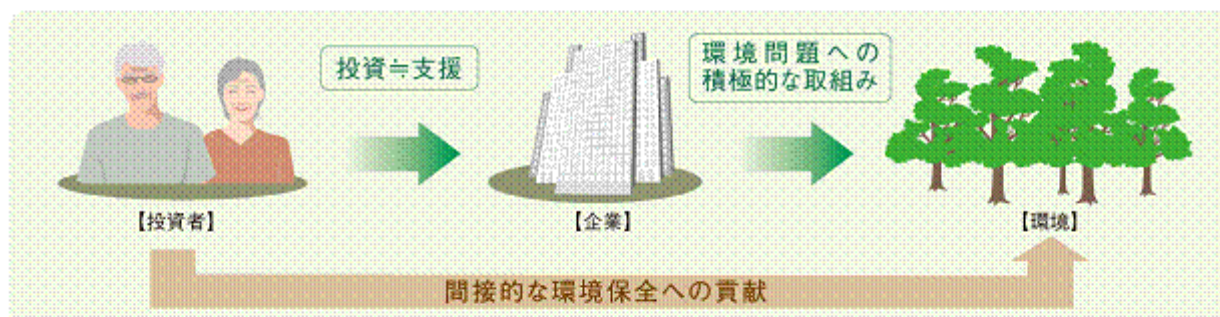
「環境経営」のプラス評価イメージ



エコ 投資を通じた環境保全への貢献

環境問題は世界共通の長期的テーマであり、人々の関心も高い問題です。

当ファンドを通じて、環境問題に積極的に取り組んでいる企業に投資を行うことにより、投資者の資金が間接的に環境保全に貢献することが期待されます。

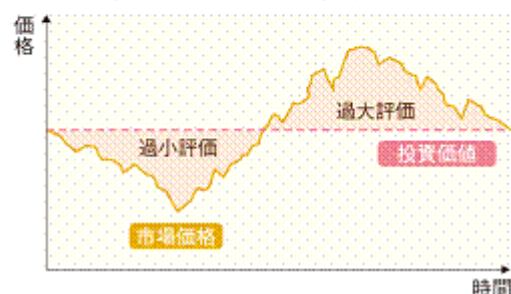


割安 割安度分析

算出した「投資価値※」と実際の「市場価格」を比較し、割安度を求めます。

※「投資価値」とは、委託会社が理論的に算出した「適正株価」のことです。市場の株価は、マーケットの環境や需給の影響などを受けて変動するため、「投資価値(適正株価)」から乖離することがあります。

【市場価格と投資価値の比較】(イメージ)



配当

配当利回りにも着目し、ポートフォリオを構築

好配当政策は、企業にとって「堅調な業績のアピール」や「安定株主獲得」への重要な手段となります。投資家にとっても、株価へ好影響が期待されるなど「有効な投資判断材料」となります。

【配当利回りに着目した投資のシミュレーション(2000年1月～2012年10月)】



・出所:株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング

・2000年1月末を100として指数化したものです。

・グラフ・データは、過去の実績を示したものであり、将来の結果を保証するものではありません。

運用プロセス

① 環境問題への取組状況(環境経営)を調査・分析 ＜NKSJリスクマネジメント＞

NKSJリスクマネジメント*が、企業の環境経営について調査・分析を行います。

※NKSJリスクマネジメントは、NKSJグループのリスクコンサルティング事業会社です。

② 投資候補銘柄群(エコ・ユニバース)を選定＜委託会社＞

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが、環境経営の調査・分析結果を基に、信用リスク、流動性リスク等を勘案して、投資候補銘柄群を選定します。

※委託会社独自の分析にもとづき銘柄選択を行いますので、銘柄選択のリスクを伴います。

③ 割安度の分析＜委託会社＞

独自の株式評価モデルを活用し、投資対象となる株式の「投資価値(適正株価)」を算出し、「投資価値(適正株価)」と「市場価格」と比較し、割安度を求めます。

④ ポートフォリオの構築＜委託会社＞

相対的割安度が高い銘柄を中心にポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築にあたっては、安定した配当収入を確保するために、ポートフォリオ全体の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。

※ポートフォリオ構築においては、リスクコントロールも行いますが、銘柄選択のリスクを伴います。

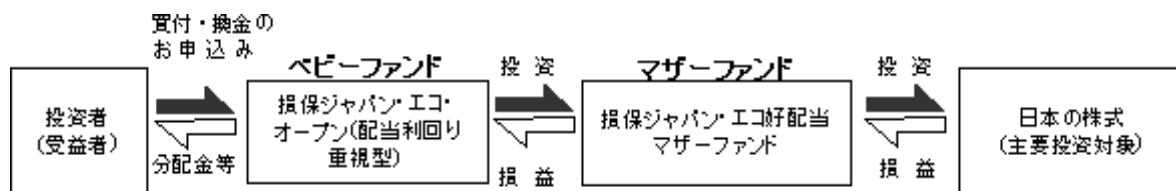
（２）【ファンドの沿革】

平成20年4月18日 信託契約締結、設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

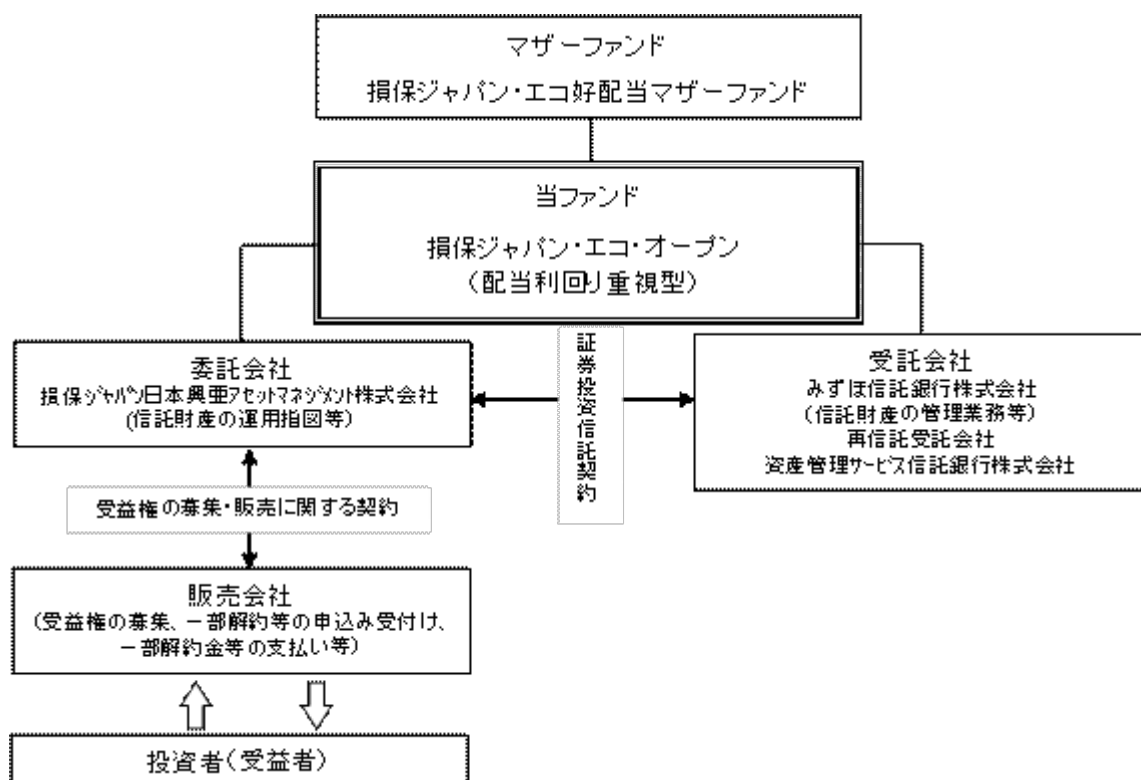
① ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（「損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）」）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」（「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」）に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」には、損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）があります。また、今後当該マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合もあります。

ファンドの関係法人図



② ファンドの関係法人

(i) 委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

(ii) 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

(iii) 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

③ 委託会社等の概況

(i) 資本金の額 1,550百万円（平成24年10月末現在）

(ii) 委託会社の沿革

昭和61年 2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年 2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年 9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年 6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年 3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年 7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年 9月30日	金融商品取引業者として登録
平成22年 10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

(iii) 大株主の状況（平成24年10月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
NK S Jホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	19,027	79.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	5,058	21.0
合 計		24,085	100.0

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

b. 運用方針

① 投資対象

「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

② 投資態度

- （i）「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。また、環境問題への取組状況を基に信用リスクや流動性リスク等を勘案して絞られた投資候補銘柄について当社独自の調査分析に基づいて算出した理論的株価と市場価格を比較して割安となっている銘柄に投資することを基本に、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- （ii）ポートフォリオの構築に当たっては、安定した配当収入を確保するためにポートフォリオ全体の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。
- （iii）株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。
- （iv）株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- （v）資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- （i）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

② 委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの
なお、前記1. の証券ならびに証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

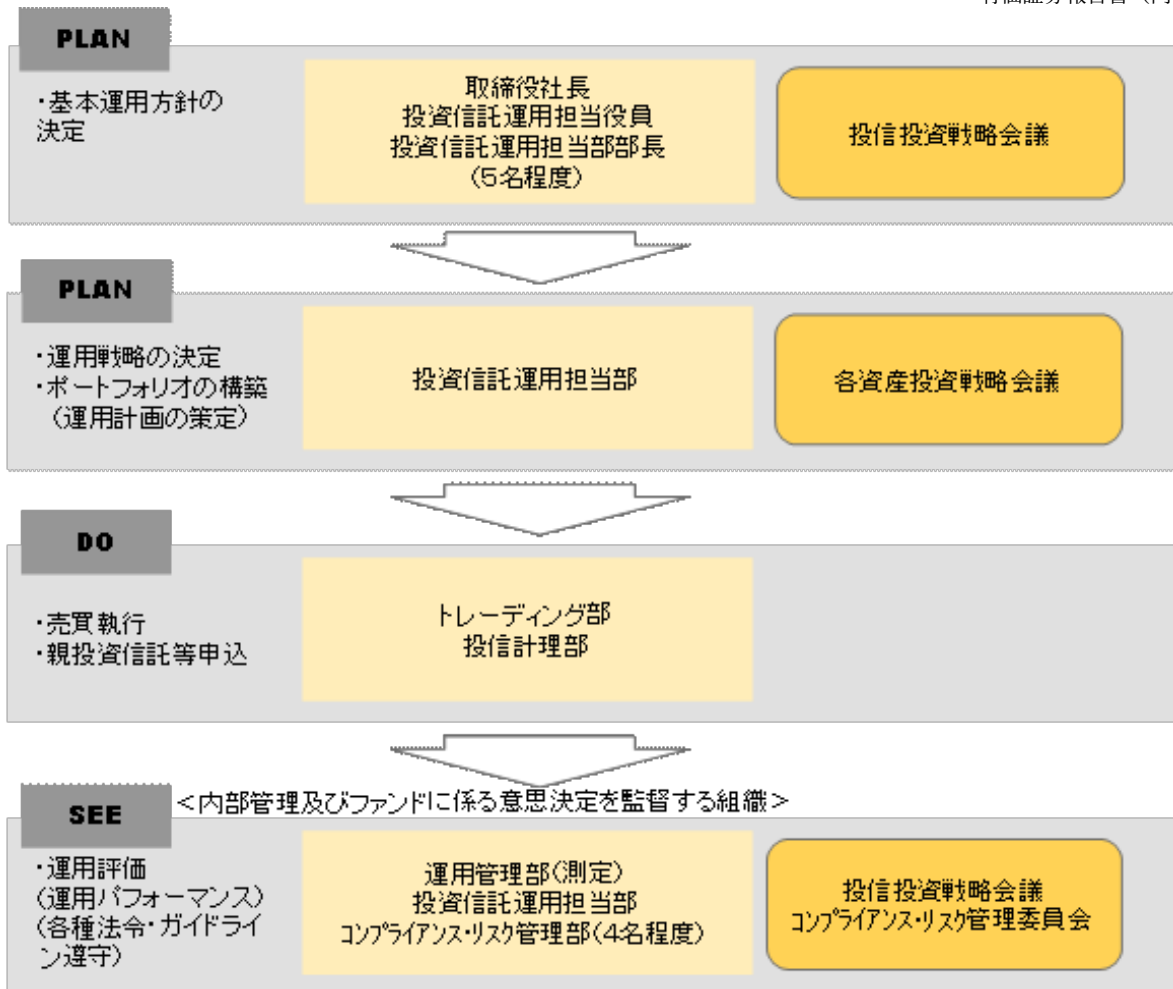
（運用体制）

- ① 投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ② 各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。
- ③ 各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。
- ④ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



※平成24年10月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として1月、4月、7月、10月の各8日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

② 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

ａ．当ファンドの信託約款に基づく投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧ 投資する株式等の範囲
 - （i）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - （ii）前記（i）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨ 信用取引の指図範囲
 - （i）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - （ii）前記（i）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - （iii）信託財産の一部解約等の事由により、前記（ii）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑩ 公社債の空売りの指図および範囲
 - （i）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- (ii) 前記(i)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑪ 公社債の借入れの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ii) 前記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 前記(i)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑫ 先物取引等の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (iii) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑬ スワップ取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (iv) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (ii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (iii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
 - (iv) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑮ 有価証券の貸付の指図および範囲
- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - (ii) 前記1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (iii) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑰ 外国為替予約の指図
- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (ii) 前記(i)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (iii) 前記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑱ 資金の借入れ
- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑭ 受託会社による資金の立替え

- (i) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ii) 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- (iii) 前記(i)および(ii)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

① 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

（参考）「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針**1 基本方針**

この投資信託は、信託財産の中長期的成長を目指して、積極的な運用を行います。

2 運用方針**(1) 投資対象**

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、環境問題への取組状況を基に信用リスクや流動性リスク等を勘案して絞られた投資候補銘柄について当社独自の調査分析に基づいて算出した理論的株価と市場価格を比較して割安となっている銘柄に投資することを基本に、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。
- ② ポートフォリオの構築に当たっては、安定した配当収入を確保するためにポートフォリオ全体の配当利回りの水準を勘案し、銘柄選定を行います。
- ③ 株式（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式を含む。）の組入比率は原則として信託財産総額の50%超（高位に維持）を基本とします。
- ④ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含む。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 有価証券先物取引等は、信託約款第21条の範囲で行います。
- ⑨ スワップ取引は、信託約款第22条の範囲で行います。
- ⑩ 金利先渡取引及び為替先渡取引は、信託約款第23条の範囲で行います。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へに帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

①価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

②信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

③流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

④コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

①クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

②収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

③マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

④ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

⑤販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

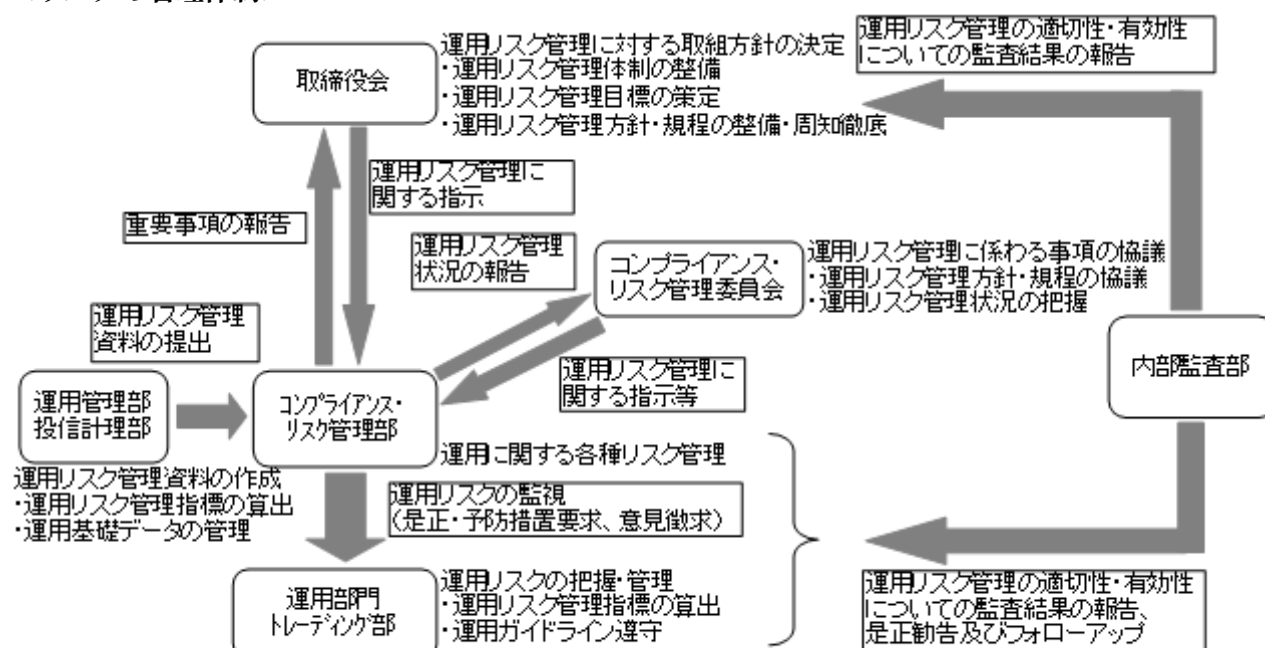
委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

⑥お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

＜ご換金時＞

＜リスクの管理体制＞



(注) 上図は、平成24年10月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

＜申込み時に受益者が負担する費用・税金＞

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料 および消費 税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 ※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- ※1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- ※2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- ※3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.3%

(3)【信託報酬等】

＜信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金＞

時期	項目		費用・税金		
毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対し年率1.575%（税抜1.50%）		
		信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
			年率0.735% （税抜0.70%）	年率0.735% （税抜0.70%）	年率0.105% （税抜0.10%）

- ① 委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。（下記④のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）
- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）
- ④ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

- ⑤ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.00315%（税抜0.0030%））を乗じて日々計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

＜収益分配時＞

〔平成25年12月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

※上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

＜一部解約時および償還時＞

〔平成25年12月31日まで〕

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

※上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

② 法人の受益者に対する課税

〔平成25年12月31日まで〕

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

※上記税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

（注１）個別元本について

- ・ 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

（注2）収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

- ※ 配当控除、益金不算入制度の適用があります。
- ※ 上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。
- ※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成24年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	346,425,131	99.06
現金及びその他の資産（負債控除後）		3,288,517	0.94
合計(純資産総額)		349,713,648	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考>

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

平成24年10月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	422,429,900	95.79
現金及びその他の資産（負債控除後）		18,584,972	4.21
合計(純資産総額)		441,014,872	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位30銘柄

平成24年10月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量 （口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	評価損益 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン・エコ好 配当マザーファンド	452,961,731	0.7395	334,951,622	0.7648	346,425,131	11,473,509	99.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成24年10月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.06
合計	99.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜参考＞損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位30銘柄

平成24年10月31日現在

順位	市場	銘柄名	種類	業種	保有数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	東証一部	日本電信電話	国内株式	情報・通信業	5,800	3,825	22,185,000	3,635	21,083,000	4.78
2	東証一部	三菱電機	国内株式	電気機器	30,000	578	17,340,000	596	17,880,000	4.05
3	東証一部	三井物産	国内株式	卸売業	15,700	1,091	17,128,700	1,125	17,662,500	4.00
4	東証一部	東日本旅客鉄道	国内株式	陸運業	3,200	5,180	16,576,000	5,480	17,536,000	3.98
5	東証一部	住友商事	国内株式	卸売業	16,100	1,053	16,953,300	1,088	17,516,800	3.97
6	東証一部	東京海上HD	国内株式	保険業	7,900	2,016	15,926,400	2,113	16,692,700	3.79
7	東証一部	ソニー	国内株式	電気機器	14,900	914	13,618,600	954	14,214,600	3.22
8	東証一部	りそなホールディングス	国内株式	銀行業	37,000	340	12,580,000	345	12,765,000	2.89
9	東証一部	MS&AD	国内株式	保険業	9,100	1,352	12,303,200	1,353	12,312,300	2.79
10	大証	日本電産	国内株式	電気機器	2,000	5,120	10,240,000	5,680	11,360,000	2.58
11	東証一部	キャノン	国内株式	電気機器	4,200	2,456	10,316,457	2,578	10,827,600	2.46
12	東証一部	ダイキン工業	国内株式	機械	4,700	1,939	9,113,300	2,208	10,377,600	2.35
13	東証一部	デンソー	国内株式	輸送用機器	4,000	2,427	9,708,000	2,499	9,996,000	2.27
14	東証一部	塩野義製薬	国内株式	医薬品	7,000	1,233	8,631,000	1,324	9,268,000	2.10
15	東証一部	三菱UFJフィナンシャルG	国内株式	銀行業	24,500	359	8,795,500	361	8,844,500	2.01
16	東証一部	富士フイルムHLDGS	国内株式	化学	6,400	1,286	8,230,400	1,346	8,614,400	1.95
17	東証一部	第一生命	国内株式	保険業	89	89,600	7,974,400	92,000	8,188,000	1.86
18	東証一部	東芝	国内株式	電気機器	27,000	263	7,101,000	296	7,992,000	1.81
19	東証一部	富士通	国内株式	電気機器	26,000	292	7,592,000	307	7,982,000	1.81
20	東証一部	新日鐵住金	国内株式	鉄鋼	45,000	162	7,290,000	176	7,920,000	1.80
21	東証一部	三菱商事	国内株式	卸売業	5,400	1,383	7,468,817	1,425	7,695,000	1.74
22	東証一部	大日本印刷	国内株式	その他製品	13,000	527	6,851,000	565	7,345,000	1.67
23	東証一部	テルモ	国内株式	精密機器	1,900	3,325	6,317,500	3,440	6,536,000	1.48
24	東証一部	日産自動車	国内株式	輸送用機器	8,900	656	5,838,400	668	5,945,200	1.35
25	東証一部	三井住友トラストHD	国内株式	銀行業	24,000	224	5,376,000	242	5,808,000	1.32
26	東証一部	トッパン・フォームズ	国内株式	その他製品	7,700	750	5,775,000	752	5,790,400	1.31
27	東証一部	コーセル	国内株式	電気機器	4,900	1,004	4,919,600	1,031	5,051,900	1.15
28	東証一部	エフ・シー・シー	国内株式	輸送用機器	3,500	1,270	4,445,000	1,435	5,022,500	1.14
29	東証一部	百五銀行	国内株式	銀行業	14,000	340	4,760,000	349	4,886,000	1.11
30	東証一部	ふくおかフィナンシャルG	国内株式	銀行業	15,000	307	4,605,000	312	4,680,000	1.06

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成24年10月31日現在

資産の種類	投資比率（%）
株式	95.79
合計	95.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

c. 業種別投資比率

平成24年10月31日現在

業種	評価金額（円）	投資比率（%）
電気機器	97,507,500	22.11
卸売業	49,479,800	11.22
銀行業	41,483,500	9.41
保険業	37,193,000	8.43
輸送用機器	33,615,700	7.62
情報・通信業	21,083,000	4.78
機械	19,143,100	4.34
陸運業	18,996,000	4.31
化学	17,236,400	3.91
その他製品	16,823,400	3.81
医薬品	13,858,000	3.14
鉄鋼	12,307,500	2.79
サービス業	8,491,200	1.93
精密機器	6,536,000	1.48
繊維製品	4,400,000	1.00
電気・ガス業	4,156,500	0.94
非鉄金属	4,056,000	0.92
証券,商品先物取引業	3,772,800	0.86
小売業	3,751,000	0.85
建設業	3,189,000	0.72
海運業	2,483,000	0.56
不動産業	1,488,100	0.34
金属製品	1,379,400	0.31
合計	422,429,900	95.79

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成24年10月31日及び同日前１年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	１万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち (円)	分配付き (円)
第１期末（平成20年７月８日）	10,272	10,272	378,207,126	378,207,126
第２期末（平成20年10月８日）	7,094	7,164	1,077,161,228	1,087,789,520
第３期末（平成21年１月８日）	6,918	6,918	1,130,548,026	1,130,548,026
第４期末（平成21年４月８日）	6,676	6,736	962,800,162	971,453,841
第５期末（平成21年７月８日）	7,493	7,493	1,017,767,290	1,017,767,290
第６期末（平成21年10月８日）	7,502	7,562	911,137,877	918,425,208
第７期末（平成22年１月８日）	7,867	7,867	797,148,203	797,148,203
第８期末（平成22年４月８日）	8,524	8,584	732,338,109	737,493,197
第９期末（平成22年７月８日）	7,585	7,585	621,272,837	621,272,837
第10期末（平成22年10月８日）	7,428	7,488	544,156,769	548,552,296
第11期末（平成23年１月11日）	8,287	8,287	547,539,605	547,539,605
第12期末（平成23年４月８日）	7,750	7,810	482,803,064	486,540,788
第13期末（平成23年７月８日）	7,939	7,939	453,491,320	453,491,320
第14期末（平成23年10月11日）	6,739	6,799	364,849,026	368,097,191
第15期末（平成24年１月10日）	6,583	6,583	346,414,884	346,414,884
第16期末（平成24年４月９日）	7,377	7,437	450,914,557	454,582,163
第17期末（平成24年７月９日）	6,781	6,781	404,012,627	404,012,627
第18期末（平成24年10月９日）	6,440	6,500	340,637,815	343,811,451
平成23年10月末	6,864	—	371,889,350	—
11月末	6,524	—	353,404,159	—
12月末	6,585	—	346,512,210	—
平成24年１月末	6,817	—	357,576,428	—
２月末	7,689	—	457,804,290	—
３月末	7,847	—	478,985,593	—
４月末	7,223	—	440,473,946	—
５月末	6,341	—	386,657,499	—
６月末	6,838	—	407,596,042	—
７月末	6,506	—	370,940,324	—
８月末	6,412	—	349,047,573	—
９月末	6,537	—	345,894,306	—
10月31日	6,652	—	349,713,648	—

②【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成20年4月18日 至 平成20年7月8日	0
第2期	自 平成20年7月9日 至 平成20年10月8日	70
第3期	自 平成20年10月9日 至 平成21年1月8日	0
第4期	自 平成21年1月9日 至 平成21年4月8日	60
第5期	自 平成21年4月9日 至 平成21年7月8日	0
第6期	自 平成21年7月9日 至 平成21年10月8日	60
第7期	自 平成21年10月9日 至 平成22年1月8日	0
第8期	自 平成22年1月9日 至 平成22年4月8日	60
第9期	自 平成22年4月9日 至 平成22年7月8日	0
第10期	自 平成22年7月9日 至 平成22年10月8日	60
第11期	自 平成22年10月9日 至 平成23年1月11日	0
第12期	自 平成23年1月12日 至 平成23年4月8日	60
第13期	自 平成23年4月9日 至 平成23年7月8日	0
第14期	自 平成23年7月9日 至 平成23年10月11日	60
第15期	自 平成23年10月12日 至 平成24年1月10日	0
第16期	自 平成24年1月11日 至 平成24年4月9日	60
第17期	自 平成24年4月10日 至 平成24年7月9日	0
第18期	自 平成24年7月10日 至 平成24年10月9日	60

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	2.72
第2期	△ 30.26
第3期	△ 2.48
第4期	△ 2.63
第5期	12.24
第6期	0.92
第7期	4.87

第8期	9.11
第9期	△ 11.02
第10期	△ 1.28
第11期	11.56
第12期	△ 5.76
第13期	2.44
第14期	△ 14.36
第15期	△ 2.31
第16期	12.97
第17期	△ 8.08
第18期	△ 4.14

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成20年4月18日）から第18期末（平成24年10月9日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	373,911,011	5,719,089
第2期	1,163,290,244	13,154,615
第3期	164,688,421	48,838,312
第4期	99,225,821	291,123,579
第5期	287,824,824	371,822,063
第6期	142,019,070	285,746,485
第7期	101,604,331	302,930,470
第8期	117,260,830	271,308,537
第9期	107,848,876	147,958,960
第10期	13,545,185	100,028,516
第11期	16,282,801	88,147,881
第12期	41,349,218	79,118,040
第13期	7,800,837	59,511,321
第14期	2,114,528	31,997,215
第15期	6,697,057	21,794,991
第16期	115,928,604	30,923,879
第17期	9,019,477	24,458,902
第18期	3,730,120	70,618,929

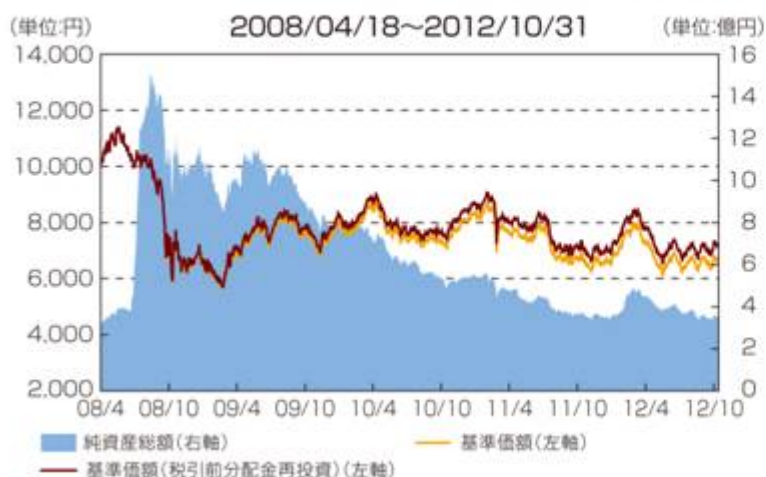
（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

<参考情報>

(基準日:2012年10月31日)

基準価額・純資産の推移



- (注1) 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。
(注2) 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(純資産総額に対して1.575%(税込み))は控除されております(以下同じ)。
(注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。
(注4) 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

基準価額	6.652円
純資産総額	3.50億円

(注)基準価額は、分配控除後です。

構成比率(対純資産)

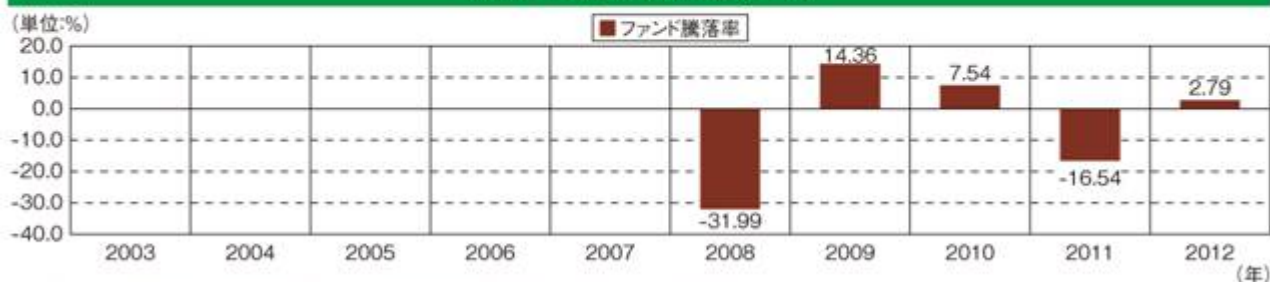
損保ジャパン・エコ好配当 マザーファンド	99.06%
コール・ローン等	0.94%
合計	100.00%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2011年10月	60円
2012年01月	0円
2012年04月	60円
2012年07月	0円
2012年10月	60円
設定来累計	550円

- (注1) 直近5期分の分配実績を記載しております。
(注2) 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



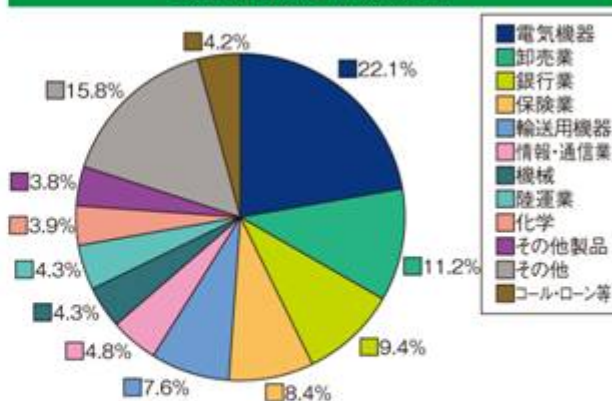
- (注1) ファンド騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して算出しております。
(注2) 2008年は設定日(2008年04月18日)を10,000とし年末までのもの、2012年は年初から基準日までの騰落率です。
(注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。

主要な資産の状況(マザーファンド)

構成比率(対純資産)

株式	95.79%
コール・ローン等	4.21%
合計	100.00%

業種別構成比率(対純資産)



組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	純資産比
1	日本電信電話	情報・通信業	4.8%
2	三菱電機	電気機器	4.1%
3	三井物産	卸売業	4.0%
4	東日本旅客鉄道	陸運業	4.0%
5	住友商事	卸売業	4.0%
6	東京海上HD	保険業	3.8%
7	ソニー	電気機器	3.2%
8	りそなホールディングス	銀行業	2.9%
9	MS & AD	保険業	2.8%
10	日本電産	電気機器	2.6%
	銘柄数		63銘柄

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
※表中の各数値は四捨五入して表示していることがありますので、合計が100%とならない場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- （1） 申込期間内における毎営業日に、いつでも申込みいただくことができます。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取引所における取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したとき（「緊急事態発生時」といいます。）は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- （2） 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。

※販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- （3） 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の基準価額[※]とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- （4） お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （5） お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- （6） 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いま

す。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- （1） 受益者は、日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）
- （2） 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- （3） 一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。
※信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。
- （4） 委託会社は、緊急事態発生時には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- （5） 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- （6） 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

- ① 基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

- ② 基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、取引所における取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

・委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に信託約款第48条第１項、第50条第１項、第51条第１項および第53条第２項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

（４）【計算期間】

原則として毎年１月９日から４月８日、４月９日から７月８日、７月９日から１０月８日および１０月９日から翌年１月８日までとします。

なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

- (i) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託会社は、前記(i)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- (iii) 前記(ii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iii)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 前記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (v) 前記(ii)から(iv)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(ii)から(iv)までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令

- (i) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ii) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第49条の規定にしたがいます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ii) 前記(i)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第49条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (i) 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ii) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- (i) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第49条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (ii) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 信託約款の変更等

- (i) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本⑥に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託会社は、前記(i)の事項（前記(i)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行

います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (iii) 前記(ii)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(iii)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 前記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi) 前記(ii)から(v)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (vii) 前記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦ 運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき、当ファンドの計算期間が6ヵ月未満であるため計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年4月9日から10月8日及び10月9日から翌年4月8日まで）に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年4月9日から10月8日及び10月9日から翌年4月8日まで）及び償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

⑧ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

⑩ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（1） 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義

で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２） 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に应じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３） 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（４） 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５） 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成24年4月10日から平成24年10月9日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成24年4月9日現在)	当期 (平成24年10月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,168,077	8,066,205
親投資信託受益証券	446,040,101	337,210,668
流動資産合計	456,208,178	345,276,873
資産合計	456,208,178	345,276,873
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,667,606	3,173,636
未払解約金	6,999	9,562
未払受託者報酬	107,705	96,847
未払委託者報酬	1,508,110	1,356,135
その他未払費用	3,201	2,878
流動負債合計	5,293,621	4,639,058
負債合計	5,293,621	4,639,058
純資産の部		
元本等		
元本	611,267,705	528,939,471
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△160,353,148	△188,301,656
純資産合計	450,914,557	340,637,815
負債純資産合計	456,208,178	345,276,873

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成23年10月12日 至 平成24年 4 月 9 日	当期 自 平成24年 4 月10日 至 平成24年10月 9 日
営業収益		
受取利息	1,252	1,299
有価証券売買等損益	38,045,495	△50,729,433
営業収益合計	38,046,747	△50,728,134
営業費用		
受託者報酬	200,795	204,580
委託者報酬	2,811,545	2,864,785
その他費用	5,970	6,078
営業費用合計	3,018,310	3,075,443
営業利益又は営業損失（△）	35,028,437	△53,803,577
経常利益又は経常損失（△）	35,028,437	△53,803,577
当期純利益又は当期純損失（△）	35,028,437	△53,803,577
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,861,000	△3,826,313
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△176,511,888	△160,353,148
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,316,688	29,319,103
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,316,688	29,319,103
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,657,779	4,116,711
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,657,779	4,116,711
分配金	3,667,606	3,173,636
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△160,353,148	△188,301,656

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	当期
	自 平成24年４月10日 至 平成24年10月９日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間は期末が休日のため平成24年４月10日から平成24年10月９日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 (平成24年４月９日現在)	当期 (平成24年10月９日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	611,267,705口	528,939,471口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 160,353,148円	元本の欠損 188,301,656円
3. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	１口当たり純資産額 0.7377円 (１万口当たり純資産額 7,377円)	１口当たり純資産額 0.6440円 (１万口当たり純資産額 6,440円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成23年10月12日 至 平成24年４月９日	当期 自 平成24年４月10日 至 平成24年10月９日
1. 分配金の計算過程 平成23年10月12日から平成24年１月10日に至る計算期間末に、収益調整金（6,320,408円）及び分配準備積立金（2,619,987円）を対象収益（8,940,395円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。	1. 分配金の計算過程 平成24年４月10日から平成24年７月９日に至る計算期間末に、収益調整金（7,979,806円）及び分配準備積立金（4,573,861円）を対象収益（12,553,667円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。

平成24年1月11日から平成24年4月9日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（5,894,377円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（8,116,022円）及び分配準備積立金（2,489,913円）を対象収益（16,500,312円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から3,667,606円（1万口当り60円）を分配に充てることに決定しました。	平成24年7月10日から平成24年10月9日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（2,800,074円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（7,113,173円）及び分配準備積立金（4,141,101円）を対象収益（14,054,348円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から2,800,074円、分配準備積立金から373,562円の合計3,173,636円（1万口当り60円）を分配に充てることに決定しました。
--	--

（金融商品に関する注記）

	前期 自 平成23年10月12日 至 平成24年4月9日	当期 自 平成24年4月10日 至 平成24年10月9日
1. 金融商品の状況に関する事項	（1）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。 （2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク ①金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 ②金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 （3）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク	（1）金融商品に対する取組方針 同左 （2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク 同左 （3）金融商品に係るリスク管理体制 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項	金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 （４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 ①親投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 （２）時価の算定方法 同左
--------------------------	--	--

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (平成24年４月９日現在)	当期 (平成24年10月９日現在)
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	前期 自 平成23年10月12日 至 平成24年 4 月 9 日	当期 自 平成24年 4 月10日 至 平成24年10月 9 日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	541,360,914円	611,267,705円
期中追加設定元本額	122,625,661円	12,749,597円
期中解約元本額	52,718,870円	95,077,831円

（有価証券関係）

前期（自平成23年10月12日 至平成24年 4 月 9 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	42,644,218
合計	42,644,218

当期（自平成24年 4 月10日 至平成24年10月 9 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△13,211,745
合計	△13,211,745

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（Ⅰ）株式

該当事項はございません。

（Ⅱ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成24年10月 9 日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン・エコ好配当マ ザーファンド	455,998,199	337,210,668	—
合計	—————	455,998,199	337,210,668	—

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

<参考>

当ファンドは「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

＊なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン・エコ好配当マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成24年4月9日現在)	(平成24年10月9日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
コール・ローン	19,318,441	9,185,784
株式	515,508,600	413,630,740
未収配当金	7,425,900	5,573,900
流動資産合計	542,252,941	428,390,424
資産合計	542,252,941	428,390,424
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
該当事項なし	—	—
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
Ⅰ 元本		
元本	650,514,203	579,284,836
Ⅱ 剰余金		
欠損金	108,261,262	150,894,412
純資産合計	542,252,941	428,390,424
負債・純資産合計	542,252,941	428,390,424

「損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド」は、平成20年4月18日に信託契約を締結し、平成24年10月9日に第5期決算を行いました。上の表は、平成24年4月9日及び平成24年10月9日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「損保ジャパン・エコ・オープン(配当利回り重視型)」の計算期間とは異なります。）

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成24年4月10日 至 平成24年10月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 原則として取引所における計算期間末日の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当計算期間は期末が休日のため平成24年4月10日から平成24年10月9日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	(平成24年4月9日現在)	(平成24年10月9日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	650,514,203口	579,284,836口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 108,261,262円	元本の欠損 150,894,412円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 0.8336円 (1万口当たり純資産額 8,336円)	1口当たり純資産額 0.7395円 (1万口当たり純資産額 7,395円)

(金融商品に関する注記)

	自 平成23年10月12日 至 平成24年4月9日	自 平成24年4月10日 至 平成24年10月9日
1. 金融商品の状況に関する事項	(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左

（２）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

①金融商品の内容

当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。

②金融商品に係るリスク

当ファンドが実質的に保有している金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。

市場リスク

金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。

信用リスク

各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。

流動性リスク

必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。

また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明

（２）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

同左

（３）金融商品に係るリスク管理体制

同左

（４）金融商品の時価等に関する事項の補足説明

2. 金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 ①株式 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 （２）時価の算定方法 同左
--------------------------	--	--

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成24年４月９日現在）	（平成24年10月９日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自 平成23年10月12日 至 平成24年 4 月 9 日	自 平成24年 4 月10日 至 平成24年10月 9 日
開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	606,194,424円	650,514,203円
同期中における追加設定元本額	96,139,968円	21,710,175円
同期中における解約元本額	51,820,189円	92,939,542円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
イオン好配当グリーン・バランス・ オープン	115,437,306円	123,286,637円
損保ジャパン・エコ・オープン(配当利 回り重視型)	535,076,897円	455,998,199円
(合計)	650,514,203円	579,284,836円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成23年10月12日 至平成24年 4 月 9 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	23,016,287
合計	23,016,287

（自平成24年 4 月10日 至平成24年10月 9 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
株式	△51,589,665
合計	△51,589,665

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(I) 株式

次表の通りです。

平成24年10月9日現在

通貨種類	銘 柄	株数	評価単価	評価金額	備考
日本・円	積水ハウス	3,000	786	2,358,000	—
	関電工	2,000	383	766,000	—
	エディオン	11,000	353	3,883,000	—
	グンゼ	22,000	194	4,268,000	—
	カネカ	11,000	381	4,191,000	—
	塩野義製薬	7,000	1,233	8,631,000	—
	ツムラ	1,800	2,434	4,381,200	—
	テルモ	1,900	3,325	6,317,500	—
	富士フイルムHLDGS	6,400	1,286	8,230,400	—
	新日鐵住金	45,570	162	7,382,340	—
	JFEホールディングス	3,900	1,013	3,950,700	—
	三井金属	24,000	167	4,008,000	—
	住友重機械	16,000	279	4,464,000	—
	ダイキン工業	4,700	1,939	9,113,300	—
	ダイフク	10,500	400	4,200,000	—
	東芝	47,000	263	12,361,000	—
	三菱電機	30,000	578	17,340,000	—
	日本電産	2,000	5,120	10,240,000	—
	富士通	26,000	292	7,592,000	—
	サンケン電気	18,000	232	4,176,000	—
	ソニー	14,900	914	13,618,600	—
	ミツミ電機	7,000	423	2,961,000	—
	堀場製作所	2,000	2,142	4,284,000	—
	デンソー	4,000	2,427	9,708,000	—
	コーセル	4,900	1,004	4,919,600	—
	ウシオ電機	5,100	912	4,651,200	—
	日産自動車	8,900	656	5,838,400	—
	ケーヒン	4,400	952	4,188,800	—
	アイシン精機	1,100	2,182	2,400,200	—
	本田技研	1,600	2,361	3,777,600	—
	豊田合成	1,300	1,596	2,074,800	—
	エフ・シー・シー	3,500	1,270	4,445,000	—
	スター精密	4,000	667	2,668,000	—
	キャノン	3,400	2,425	8,245,000	—
	トッパン・フォームズ	7,700	750	5,775,000	—
	凸版印刷	8,000	431	3,448,000	—
	大日本印刷	13,000	527	6,851,000	—
	三井物産	15,700	1,091	17,128,700	—
	住友商事	16,100	1,053	16,953,300	—
	三菱商事	2,400	1,368	3,283,200	—
	阪和興業	13,000	270	3,510,000	—
	三益半導体	2,200	597	1,313,400	—
	三菱UFJフィナンシャルG	24,500	359	8,795,500	—
	りそなホールディングス	52,800	340	17,952,000	—

	三井住友トラストHD	24,000	224	5,376,000	—
	ふくおかフィナンシャルG	15,000	307	4,605,000	—
	百五銀行	14,000	340	4,760,000	—
	みずほフィナンシャルG	36,000	125	4,500,000	—
	野村ホールディングス	13,100	277	3,628,700	—
	MS&AD	11,800	1,352	15,953,600	—
	第一生命	123	89,600	11,020,800	—
	東京海上HD	8,900	2,016	17,942,400	—
	ダイビル	2,300	557	1,281,100	—
	東日本旅客鉄道	3,700	5,180	19,166,000	—
	日本通運	5,000	290	1,450,000	—
	商船三井	13,000	183	2,379,000	—
	日本電信電話	5,800	3,825	22,185,000	—
	沖縄電力	1,700	2,602	4,423,400	—
	ベネッセホールディングス	1,200	3,675	4,410,000	—
	ダイセキ	3,600	1,085	3,906,000	—
通貨計・円				413,630,740	—
ファンド計				413,630,740	—

（Ⅱ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年10月31日現在

I 資産総額（円）	350,341,773
II 負債総額（円）	628,125
III 純資産総額(I - II)（円）	349,713,648
IV 発行済数量（口）	525,692,550
V 1 単位当たり純資産額（III/IV）（円）	0.6652

<参 考>

純資産額計算書

損保ジャパン・エコ好配当マザーファンド

平成24年10月31日現在

I 資産総額（円）	442,814,263
II 負債総額（円）	1,799,391
III 純資産総額(I - II)（円）	441,014,872
IV 発行済数量（口）	576,644,957
V 1 単位当たり純資産額（III/IV）（円）	0.7648

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、前記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成24年10月末現在）

資本金の額 1,550百万円
会社が発行する株式の総数 50,000株
発行済株式総数 24,085株
最近5年間における主な資本金の額の増減

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

（2）会社の機構（平成24年10月末現在）

① 会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

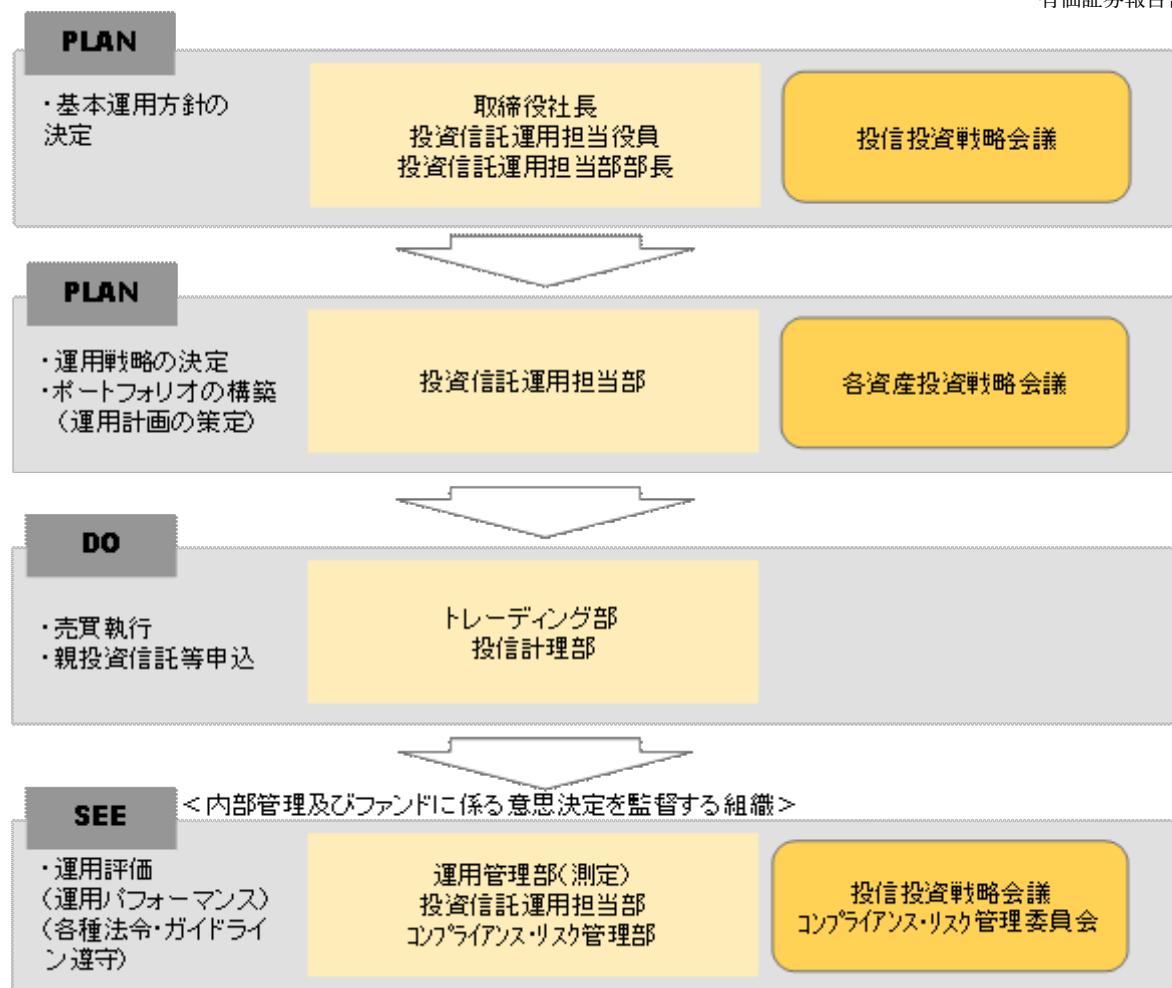
取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

- ・ 投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
- ・ 各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。

銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。

- ・ 各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成24年10月末現在、計79本（追加型株式投資信託75本、単位型株式投資信託4本）であり、その純資産総額の合計は277,951百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）の中間財務諸表について新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
区分	注記 番号	金額（千円）	金額（千円）
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金・預金		1,405,679	1,657,198
2 前払費用		48,213	61,869
3 未収委託者報酬		454,473	445,492
4 未収運用受託報酬		218,965	225,939
5 未収収益		24	26
6 その他		657	5,123
流動資産合計		2,128,013	2,395,650
II 固定資産			
1 有形固定資産			
(1) 建物	※ 1	81,367	67,779
(2) 器具備品	※ 1	47,612	24,189
有形固定資産合計		128,980	91,968
2 無形固定資産			
(1) 電話加入権		4,535	4,535
(2) 意匠権		15	1
無形固定資産合計		4,550	4,536
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		25,013	26,392
(2) 関係会社株式		41,085	41,085
(3) 長期差入保証金		193,917	193,917
(4) その他		24	29
投資その他の資産合計		260,040	261,424
固定資産合計		393,571	357,929
資産合計		2,521,585	2,753,579

		前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			5,196		8,026
2 未払金					
(1) 未払手数料		205,358		193,715	
(2) その他未払金	* 2	81,409	286,767	90,111	283,826
3 未払費用	* 2		165,776		174,396
4 未払消費税等			21,571		51,506
5 未払法人税等			7,947		8,408
6 賞与引当金			38,191		46,161
流動負債合計			525,451		572,327
II 固定負債					
1 退職給付引当金			27,191		36,984
2 資産除去債務			7,233		7,361
固定負債合計			34,424		44,345
負債合計			559,876		616,673
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			504,824		413,280
(2) その他資本剰余金			840,448		—
資本剰余金合計			1,345,273		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			△931,993		174,819
利益剰余金合計			△931,993		174,819
株主資本合計			1,963,280		2,138,099
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			△1,571		△ 1,192
評価・換算差額等合計			△1,571		△ 1,192
純資産合計			1,961,708		2,136,906
負債・純資産合計			2,521,585		2,753,579

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
I 営業収益					
1 委託者報酬		2,087,471		2,230,173	
2 運用受託報酬	* 1	1,119,624	3,207,095	2,102,922	4,333,096
II 営業費用					
1 支払手数料	* 1	983,355		1,036,217	
2 広告宣伝費		18,473		9,632	
3 公告費		4,353		2,605	
4 調査費		815,932		1,069,759	
(1) 調査費	* 1	375,917		514,165	
(2) 委託調査費	* 1	438,375		553,110	
(3) 図書費		1,640		2,483	
5 営業雑経費		153,663		146,308	
(1) 通信費		22,499		21,015	
(2) 印刷費		124,238		117,009	
(3) 諸会費		6,926	1,975,779	8,283	2,264,524
III 一般管理費					
1 給料		866,979		1,266,858	
(1) 役員報酬	*1,*2	35,800		48,673	
(2) 給料・手当		742,301		1,128,546	
(3) 賞与		88,877		89,637	
2 福利厚生費		84,635		85,435	
3 交際費		2,994		5,241	
4 寄付金		100		100	
5 旅費交通費		24,139		34,135	
6 法人事業税		8,453		10,345	
7 租税公課		5,779		6,466	
8 不動産賃借料		193,932		232,869	
9 退職給付費用		23,281		30,164	
10 賞与引当金繰入		38,191		46,161	

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 固定資産減価償却費		43,760		39,575	
12 諸経費	＊ 1	146,951	1,439,200	134,414	1,891,767
営業利益又は営業損失（△）			△207,884		176,803
IV 営業外収益					
1 受取配当金		237		415	
2 受取利息		261		186	
3 有価証券売却益		362		613	
4 有価証券償還益		22		—	
5 為替差益		—		281	
6 雑益		1,432	2,315	817	2,314
V 営業外費用					
1 為替差損		1,783		—	
2 雑損		2	1,785	2,008	2,008
経常利益又は経常損失（△）			△207,354		177,110
VI 特別損失					
1 固定資産除却損	＊ 3	241		1	
2 その他特別損失	＊ 4	26,796	27,038	—	1
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△234,392		177,109
法人税、住民税及び事業税			2,290		2,290
当期純利益又は当期純損失（△）			△236,682		174,819

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,550,000	1,550,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,550,000	1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	504,824	504,824
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金へ の振替	—	△91,544
当期変動額合計	—	△91,544
当期末残高	504,824	413,280
その他資本剰余金		
当期首残高	—	840,448
当期変動額		
合併による増加	840,448	—
資本準備金からその他資本剰余金へ の振替	—	91,544
欠損填補	—	△931,993
当期変動額合計	840,448	△840,448
当期末残高	840,448	—
資本剰余金合計		
当期首残高	504,824	1,345,273
当期変動額		
合併による増加	840,448	—
欠損填補	—	△931,993
当期変動額合計	840,448	△931,993
当期末残高	1,345,273	413,280
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△695,310	△931,993
当期変動額		
欠損填補	—	931,993
当期純利益又は当期純損失（△）	△236,682	174,819
当期変動額合計	△236,682	1,106,812
当期末残高	△931,993	174,819

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	△695,310	△931,993
当期変動額		
欠損填補	—	931,993
当期純利益又は当期純損失（△）	△236,682	174,819
当期変動額合計	△236,682	1,106,812
当期末残高	△931,993	174,819
株主資本合計		
当期首残高	1,359,514	1,963,280
当期変動額		
合併による増加	840,448	—
当期純利益又は当期純損失（△）	△236,682	174,819
当期変動額合計	603,765	174,819
当期末残高	1,963,280	2,138,099
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	460	△1,571
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,031	378
当期変動額合計	△2,031	378
当期末残高	△1,571	△1,192
評価・換算差額等合計		
当期首残高	460	△1,571
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,031	378
当期変動額合計	△2,031	378
当期末残高	△1,571	△1,192
純資産合計		
当期首残高	1,359,974	1,961,708
当期変動額		
合併による増加	840,448	—
当期純利益又は当期純損失（△）	△236,682	174,819
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,031	378
当期変動額合計	601,734	175,197
当期末残高	1,961,708	2,136,906

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

＊１．有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
建物	21,783千円	35,372千円
器具備品	59,352	57,527

＊２．関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
その他未払金	10,000千円	10,000千円
未払費用	5,846	4,336

（損益計算書関係）

＊１．関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
運用受託報酬	4,157千円	—千円
支払手数料	5,745	—
調査費	721	—
委託調査費	53,500	77,288
役員報酬	—	6,174
諸経費	2,670	4,504

＊２．役員報酬の限度額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
取締役 年額	200,000千円以内	200,000千円以内
監査役 年額	50,000	50,000

＊３．固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
器具備品	241千円	1千円

※ 4. その他特別損失の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他特別損失	受入出向者負担金の見直しに伴う過年度影響額26,368千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額428千円であります。	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	16,860株	7,225株	一株	24,085株

(注) 当事業年度に増加しました7,225株は、平成22年10月1日付のゼスト・アセットマネジメント株式会社との合併に伴う新株発行であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	一株	一株	24,085株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)

	前事業年度（平成23年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	22,549	17,829	4,720
合計	22,549	17,829	4,720

(単位：千円)

	当事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	14,131	13,324	806
合計	14,131	13,324	806

②未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末 残高相当額		
1年内	4,254	886
1年超	886	—
合計	5,141	886

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	5,069	4,386
減価償却費相当額	4,509	3,913
支払利息相当額	353	132

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2. 参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,405,679	1,405,679	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	9,263	9,263	—
資産計	1,414,942	1,414,942	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,657,198	1,657,198	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	10,642	10,642	—
資産計	1,667,840	1,667,840	—

注1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によって
おります。

注 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)		
区分	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
非上場株式	15,750	15,750
関係会社株式	41,085	41,085

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有
価証券 その他有価証券」には含めておりません。
また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開
示の対象としておりません。

注 3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年 3月31日）				
	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 預金	1,405,302	—	—	—
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	—	—	—	8,408
合計	1,405,302	—	—	8,408

当事業年度（平成24年 3月31日）				
	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 預金	1,657,075	—	—	—
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	—	—	—	—
債券	—	—	—	—
その他	—	1,076	—	8,651
合計	1,657,075	1,076	—	8,651

注 4．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	9,263	10,835	△1,571
	小 計	9,263	10,835	△1,571
合計		9,263	10,835	△1,571

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,076	1,000	76
	小 計	1,076	1,000	76
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	9,565	10,835	△1,269
	小 計	9,565	10,835	△1,269
合計		10,642	11,835	△1,192

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	2,362	366	4
合計	2,362	366	4

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	19,564	613	—
合計	19,564	613	—

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付債務（千円）	27,191	36,984
退職給付引当金（千円）	27,191	36,984

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
勤務費用等（千円）	23,281	30,164
退職給付費用（千円）	23,281	30,164

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

5. 当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	451,478千円	313,704千円
ソフトウェア損金算入限度超過額	64,476	65,584
未払費用否認	15,722	17,652
賞与引当金	15,540	17,546
退職給付引当金	11,064	13,277
その他	8,882	9,776
繰延税金資産小計	567,163	437,541
評価性引当額	△564,829	△435,790
繰延税金資産合計	2,334	1,750
繰延税金負債		
固定資産除去価額	△2,334	△1,750
繰延税金負債合計	△2,334	△1,750
繰延税金資産（負債）の純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	—	40.7%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	1.0
住民税均等割	—	1.3
税務上の繰越欠損金の利用	—	△41.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	1.3

（注）前事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債等の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）及び法人税等調整額に影響はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.7%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高（注）	5,685千円	7,233千円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	1,438	—
時の経過による調整額	109	128
期末残高	7,233	7,361

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
損保ジャパンひまわり生命保険株式会社	167,685	—
日本興亜損害保険株式会社	106,182	—
株式会社損害保険ジャパン	73,474	—

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	592,950	—
日本興亜損害保険株式会社	483,987	—
NKSJひまわり生命保険株式会社	179,864	—

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

記載すべき重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

記載すべき重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,175	損害保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注1）	運用受託報酬の受取り	106,182	未収運用受託報酬	52,949

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区	70,000,000	損害保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注1）	運用受託報酬の受取り	575,888	未収運用受託報酬	1,749
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,175	損害保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注1）	運用受託報酬の受取り	483,987	未収運用受託報酬	51,986
同一の親会社を持つ会社	NKSJひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	179,864	未収運用受託報酬	99,060

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

NKSJホールディングス株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
１株当たり純資産額	81,449.39円	88,723.53円
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（△）	△11,561.28円	7,258.42円

- （注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- ２．１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△236,682	174,819
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△236,682	174,819
期中平均株式数（株）	20,472	24,085

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第28期中間会計期間 (平成24年9月30日)
区分	注記 番号	金額（千円）
(資産の部)		
I 流動資産		
1 現金・預金		1,582,422
2 未収委託者報酬		467,848
3 未収運用受託報酬		436,465
4 未収収益		46
5 繰延税金資産		36,806
6 その他		57,463
流動資産合計		2,581,052
II 固定資産		
1 有形固定資産	※ 1	80,472
2 無形固定資産		4,535
3 投資その他の資産		
(1) 長期差入保証金		193,917
(2) 繰延税金資産		11,349
(3) その他		67,239
投資その他の資産合計		272,505
固定資産合計		357,513
資産合計		2,938,566

		第28期中間会計期間 (平成24年9月30日)
区分	注記 番号	金額（千円）
(負債の部)		
I 流動負債		
1 預り金		7,636
2 未払金		
(1) 未払手数料		201,681
(2) その他未払金		77,455
未払金合計		279,137
3 未払費用		190,554
4 未払法人税等		23,364
5 賞与引当金		45,381
6 役員賞与引当金		3,000
7 その他	※ 2	23,482
流動負債合計		572,557
II 固定負債		
1 退職給付引当金		43,232
2 資産除去債務		7,427
固定負債合計		50,659
負債合計		623,216

		第28期中間会計期間 (平成24年9月30日)
区分	注記 番号	金額（千円）
(純資産の部)		
I 株主資本		
1 資本金		1,550,000
2 資本剰余金		
(1) 資本準備金		413,280
資本剰余金合計		413,280
3 利益剰余金		
(1) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		353,530
利益剰余金合計		353,530
株主資本合計		2,316,810
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		△1,460
評価・換算差額等合計		△1,460
純資産合計		2,315,349
負債・純資産合計		2,938,566

(2) 中間損益計算書

		第28期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
I 営業収益			
1 委託者報酬		1,284,074	
2 運用受託報酬		1,040,532	2,324,607
II 営業費用			
1 支払手数料		589,402	
2 広告宣伝費		729	
3 公告費		200	
4 調査費		569,009	
(1) 調査費		263,823	
(2) 委託調査費		303,693	
(3) 図書費		1,492	
5 営業雑経費		74,959	
(1) 通信費		8,872	
(2) 印刷費		56,952	
(3) 諸会費		9,133	1,234,300
III 一般管理費			
1 給料		608,658	
(1) 役員報酬		31,123	
(2) 給料・手当		559,329	
(3) 賞与		18,204	
2 福利厚生費		49,047	
3 交際費		2,355	
4 旅費交通費		16,312	
5 法人事業税		5,630	
6 租税公課		4,035	
7 不動産賃借料		118,081	
8 退職給付費用		17,810	
9 賞与引当金繰入		45,381	
10 役員賞与引当金繰入		3,000	
11 固定資産減価償却費	※ 1	11,629	
12 諸経費		59,950	941,895
営業利益			148,411

		第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	
IV 営業外収益			
1 受取配当金		130	
2 受取利息		127	
3 雑益		508	766
V 営業外費用			
1 為替差損		802	
2 雑損		43	845
経常利益			148,332
税引前中間純利益			148,332
法人税、住民税及び事業税			17,776
法人税等調整額			△48,155
中間純利益			178,710

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,550,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,550,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	413,280
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	413,280
資本剰余金合計	
当期首残高	413,280
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	413,280
利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	174,819
当中間期変動額	
中間純利益	178,710
当中間期変動額合計	178,710
当中間期末残高	353,530
利益剰余金合計	
当期首残高	174,819
当中間期変動額	
中間純利益	178,710
当中間期変動額合計	178,710
当中間期末残高	353,530
株主資本合計	
当期首残高	2,138,099
当中間期変動額	
中間純利益	178,710
当中間期変動額合計	178,710
当中間期末残高	2,316,810

第28期中間会計期間
(自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日)

評価・換算差額等

₁ 其他有価証券評価差額金

 当期首残高 △1,192

 当中間期変動額

 株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額） △267

 当中間期変動額合計 △267

 当中間期末残高 △1,460

評価・換算差額等合計

 当期首残高 △1,192

 当中間期変動額

 株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額） △267

 当中間期変動額合計 △267

 当中間期末残高 △1,460

純資産合計

 当期首残高 2,136,906

 当中間期変動額

 中間純利益 178,710

 株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額） △267

 当中間期変動額合計 178,443

 当中間期末残高 2,315,349

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第28期中間会計期間
（平成24年9月30日）

※1 有形固定資産の減価償却累計額	104,073千円
※2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第28期中間会計期間
（自 平成24年4月1日
至 平成24年9月30日）

※1 減価償却実施額	
有形固定資産	11,628千円
無形固定資産	0千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	—	—	24,085
合計	24,085	—	—	24,085
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

当中間会計期間における剰余金の配当金支払額はありません。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

器具備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

（単位：千円）

	当中間会計期間末（平成24年9月30日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
器具備品	—	—	—
合計	—	—	—

②未経過リース料中間期末残高相当額

（単位：千円）

	当中間会計期間 （平成24年9月30日）
1年内	—
1年超	—
合計	—

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
支払リース料	893
減価償却費相当額	806
支払利息相当額	6

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（金融商品関係）

第28期中間会計期間（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金・預金	1,582,422	1,582,422	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	10,374	10,374	—
資産計	1,592,797	1,592,797	—

注1．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	15,750
関係会社株式	41,085

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間（平成24年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

	種 類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,056	1,000	56
	小 計	1,056	1,000	56
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	9,318	10,835	△1,516
	小 計	9,318	10,835	△1,516
合計		10,374	11,835	△1,460

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第28期中間会計期間（平成24年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	7,361千円
時の経過による調整額	65
中間期末残高	7,427

（セグメント情報等）

セグメント情報

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第28期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	279,946	—
日本興亜損害保険株式会社	216,973	—
NKSJひまわり生命保険株式会社	96,819	—

（１株当たり情報）

	第28期中間会計期間 (自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日)
１株当たり純資産額	96,132.43円
１株当たり中間純利益金額	7,420.00円
	なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日)
中間純利益（千円）	178,710
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	178,710
普通株式の期中平均株式数（株）	24,085

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

② 資本金の額

247,369百万円（平成24年9月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>
名称：資産管理サービス信託銀行株式会社
資本金の額：50,000百万円（平成24年9月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（単位：百万円、平成24年9月末現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251	
新潟証券株式会社	600	
野村證券株式会社	10,000	
マネックス証券株式会社	7,425	
みずほ証券株式会社	125,167	
楽天証券株式会社	7,495	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
ソニー銀行株式会社	31,000	

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

（2）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成24年4月20日	臨時報告書
平成24年7月6日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成24年7月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年12月4日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 村 真 敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）の平成24年4月10日から平成24年10月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・エコ・オープン（配当利回り重視型）の平成24年10月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月26日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。